

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○地籍調査の成果について認証した件二件	二〇	○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	二二
○県営土地改良事業計画を定めた件	二〇	○福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	二二
○道路の区域を変更する件四件	二〇	○福島県警察本部	二二
○道路の供用を開始する件二件	二〇	○一般競争入札を行う件	二二
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	二二	○平成二十二年年度福島県警察官採用候補者試験(特別募集)を行う件	二二
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	二三	○平成十四年三月二十九日付け号外第二十七号中	二二
○基本測量の実施について通知があった件	二三	○平成十六年三月二十六日付け号外第二十一号中	二二
○基本測量の実施の終了について通知があった件	二三		
○福島県企業局	二三		
○福島県企業職員の駐在及び駐在員	二三		

## 告 示

### 福島県告示第九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、東白川郡埴町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

埴町

二 成果の名称

東白川郡埴町大字川上の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

### 福島県告示第九十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

南郷村

二 成果の名称

南会津郡南郷村大字和泉田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

### 福島県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、宇内地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年三月二十四日から  
年四月十二日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

河沼郡会津坂下町役場

(農村計画課)

### 福島県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所まで平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 浪江線	南相馬市鹿島区大字浮 田字一丁田八一番地先 から 同 市鹿島区大字浮 田字野中二八九番地先 まで	変更前	七・〇}	四五九・六
		変更後	一・二	
		変更後	八・五}	四五九・六
			三八・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道鹿島 日下石線	南相馬市鹿島区大字浮 田字車川三番地先から 同 市鹿島区大字浮 田字前川原九五番一 地 先まで	変更前	六・七}	一六六・六
		変更後	一・二・八	
		変更後	九・〇}	一五九・〇
			二四・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡浪江町大字請戸 字舩倉五一番地先から 同 郡同 町大字棚塩 字町田六五番一 地先 まで	変更前	六・〇}	一、一六一・〇
		変更後	二七・〇	
		変更後	一・五}	一、〇八八・六
			五六・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字請戸 字舩倉五一番地先から 同 郡同 町大字北幾 世橋字小熊野一〇八番 二地先まで	変更前	六・〇}	九六七・〇
		変更後	二七・〇	
		変更後	一・五}	一、〇四六・六
			五六・〇	

福島県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道長塚請戸浪江線	双葉郡浪江町大字請戸字舩倉五一番地先から同郡同町大字棚塩字町田六五番一地先まで	平成二十二年三月二十五日

（道路計画課）

福島県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	双葉郡浪江町大字請戸字舩倉五一番地先から同郡同町大字北幾世橋字小熊野一〇八番二地先まで	平成二十二年三月二十五日

（道路計画課）

福島県告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

公 告

- 一 施行者の名称 西会津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西会津都市計画下水道事業 西会津町特定環境保全公共下水道（野沢処理区）
- 三 事業認可の年月日 平成九年四月十八日
- 四 事業施行期間 （変更前）平成九年四月十八日から平成二十二年三月三十一日まで  
（変更後）平成九年四月十八日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし。  
使用の部分 変更なし。

（下水道課）

公告第二百一十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
あじさい館	郡山市不動前一〇	株式会社フクシア	福島県郡山市不動前一〇一	平成二十二年二月一七日	短期入所	特定なし

（障がい福祉課）

公告第二百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十二年三月十一日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 福島市

- 二 測量期間 平成二十二年三月二十六日から同年十月二十九日まで
- 三 作業の種類 基本測量（地理識別子整備業務）  
(技術管理課建設産業室)

公告第百二十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十二年三月五日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 南相馬市
- 二 測量開始期間 平成二十一年五月十一日
- 三 測量終了期日 平成二十二年二月二十六日
- 四 作業の種類 基本測量（一等磁気測量）  
(技術管理課建設産業室)

福島県企業局

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成22年 3月23日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成21年福島県企業局管理規程第3号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月23日

福島県病院事業管理者 高地英夫

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程  
福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「除権判決」を「除権決定（非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第148条第1項に規定する除権決定をいう。）」に改める。

第174条第3号中「保険会社」の次に「、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）」を加え、同条第4号中「（昭和22年勅令第165号）」を削る。

第175条第2項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第180条第1項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。ただし、第46条、第174条及び第175条の改定規定は、公布の日から施行する。

(病院総務課)

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月23日

福島県病院事業管理者 高地英夫

福島県病院局管理規程第2号

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号イ中「8,820円」を「9,420円」に改め、同号ウ中「7,040円」を「7,530円」に改め、同号オ(ワ)中「820円」を「880円」に改め、同号オ(イ)中「750円」を「840円」に改め、同号オ(ウ)中「740円」を「830円」に改め、同号オ(ロ)及びオ(ハ)中「620円」を「740円」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、同号オの次に次のように加える。

カ 画像データ複製料 コンパクトディスク1枚につき640円

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

(病院経営改革課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第33号

高齢者を中心とした交通安全指導・広報啓発業務の委託について、次のとおり一般競

争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。  
平成22年3月23日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 高齢者を中心とした交通安全指導・広報啓発業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成22年5月17日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (4) 入札説明書に定める会計関係帳簿及び労働関係帳簿を整備している者であること。
- (5) この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年4月6日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課入札係  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年4月16日（金）午後1時30分 福島県警察本部本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合は、

において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。（会計課）

福島県人事委員会

公告第一号

平成二十二年福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を次のとおり行います。  
平成二十二年三月二十三日 福島県人事委員会

1 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
警察官A (男性・一般) 警察官A (女性・一般)	五十六名程度  四名程度	昭和五十一年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成二十二年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると福島県人事委員会が認めるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によるいんさつを

第二次試験	第二次試験 平成二十二年五月九日 (日)	福 島 市	合 格 者 発 表 平成二十二年五月二十八日 (金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験 平成二十二年六月二十二日 (火) から同月二	福 島 市	平成二十二年七月三十日 (金)に福島県庁前掲示場並	

- 二 試験の方法及び内容
- 1 第一次試験
- (一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。
- (二) 論文試験
- 2 第二次試験
- (一) 口述試験
- (二) 適性検査
- (三) 体力検査
- (四) 身体検査(測定方式)
- (五) 身体検査(持参方式)
- 三 試験期日、試験地及び合格者発表

れる準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者

四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 四 受験申込みの手続
- 1 受験申込書の配布
- 受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、各福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所において配布します。
- 2 受験の申込み
- 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
- なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。
- 3 申込受付期間及び申込受付時間
- (一) 申込受付期間
- 平成二十二年三月二十三日(火)から同年四月九日(金)までです(郵便による申込みは、同年四月九日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます)。
- ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十二年三月二十三日(火)から同年四月六日(火)までです。
- (二) 申込受付時間
- 月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時三十分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十二年四月六日(火)にあつては、午後五時三十分まで)となります。
- 五 給与
- 1 初任給
- この試験に合格し、採用されると、二〇〇、六〇〇円の初任給が支給されます。
- 2 その他の給与
- 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。
- 六 合格から採用まで

十五日(金)までの四日間のうち指定する二

びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に  
 掲載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。  
 七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警  
 務部警務課（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二二―二一五一内  
 線二六二二三、二六二六）に問い合わせてください。

別表  
 教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理  
 （9）及び数的推理・資料解釈（7）

（採用給与課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十四年三月二十九日付け号外第二十七号中

三	下	一一	135 100	130 100
---	---	----	------------	------------

○平成十六年三月二十六日付け号外第二十一号中

一五	上	一六	できる	出きる
		一九		